平成 29 年 3 月 15 日 作成
令和元年 12 月 12 日 改訂

徳島大学におけるオープンアクセスに関するガイドライン

徳島大学附属図書館

「徳島大学におけるオープンアクセスに関する方針[1]」（平成 28 年 1 月 19 日 学長裁定，以下「方針」という。）により，徳島大学の教職員が公的資金を活用することにより得られた研究成果は，徳島大学機関リポジトリ[2]によってオープンアクセス化することになりました。

ここでは，実際にオープンアクセス化を行うにあたっての手続き等について解説します。

主な内容

1. オープンアクセスとは
2. オープンアクセスの種類
3. 機関リポジトリに登録できる研究成果
4. 著作権者の許諾
5. 出版社・学会等の許諾条件
6. 登録申請方法
7. 登録申請が不要な場合
8. 登録申請・問合せ先

1 オープンアクセスとは

オープンアクセスとは，インターネット経由で誰もが研究成果を無料で閲覧できる状態にすることです。これにより，学術研究のさらなる発展とイノベーションの創出，研究成果に関する透明性や質の保証等が期待できます。

研究成果をオープンアクセスにすると，著者にとって以下のようなメリットがあります。

自身の研究成果について，

- 世界中の人に読んでもらう機会を得られます。
- 引用される確率が高くなります。
- 社会に還元することができます。
- 自分自身がいつでも確認することができます。

2 オープンアクセスの種類

オープンアクセスには，以下の 2 種類があります。

(1) グリーンオープンアクセス（self-archive）

機関リポジトリや研究者の Web サイトによるオープンアクセスです。

登録・公開にあたって費用はかかりませんが，出版社・学会等との取り決めにより，一定の条件が課せられることがあります。

(2) ゴールドオープンアクセス

オープンアクセスジャーナル等，出版社・学会等によるオープンアクセスです。

出版時点から誰でも無料でアクセス可能になりますが，多くの場合，著者には APC[3]と呼ばれる費用の負担があります。

徳島大学は「方針」により，教職員の研究成果を機関リポジトリによって公開する，グリーンオープンアクセスの姿勢を示しています。

---

[1] http://www.tokushima-u.ac.jp/_files/00256117/openaccess_houshin.pdf
[2] https://repo.lib.tokushima-u.ac.jp/
[3] Article Processing Charge, Article Publishing (Publication) Charge などの頭字語。

3　機関リポジトリに登録できる研究成果

「方針」によるオープンアクセス化の対象は，制定日である平成 28 年 1 月 19 日以降に発表された「出版社，学会及び学内各部局が発行する学術雑誌等に掲載された本学教職員の学術論文等」です。

(1) 学外研究者との共同研究成果

学外研究者との共同研究成果も，オープンアクセス化の対象です。

Corresponding Author，First Author，Last Author といった立場の方が学外所属の場合でも，本学教職員が共著者として名前を連ねている研究成果は対象となります。

(2) 過去の研究成果等

「方針」制定以前に発表された研究成果でも，「徳島大学機関リポジトリ運用指針[4]」で定められた登録対象資料に該当するものは登録申請できます。

学術論文の他，学会抄録や各種報告書はもちろん，日常的な教育・研究活動の中で生み出される文書，講義ノート，教材等も登録可能です。

> （登録対象資料）
> 5　リポジトリへ登録する学術研究成果は，以下の要件を満たすものとする。（略）
> (1)　本学に関わる学術研究成果であり，本学においてその主要な部分が作成されたもの又は登録者が作成若しくは作成に関わったものであること。
> (2)　原則として電子的フォーマットで作成されていること。
> (3)　法令上，社会通念上及び情報セキュリティ上の問題を生じないものであること。
> (4)　ネットワークを通じて配信できること。
> ※「徳島大学機関リポジトリ運用指針」より

4　著作権者の許諾

機関リポジトリによるオープンアクセス化にあたっては，以下のように事前に著作権者の許諾を得る必要があります。

なお，機関リポジトリへの登録によって，研究成果の著作権が移動することはありません。公開された研究成果は，特に表示がない限り，著作権法に規定されている私的使用や引用等の範囲内でのみ利用可能です。

(1) 出版社・学会等の許諾

学術雑誌への掲載等にあたって出版社・学会等に著作権が移転している場合は，出版社・学会等の許諾が必要です。附属図書館では，機関リポジトリ登録にあたっての許諾条件について確認したうえで，論文の登録を行います。

それらは多くの場合，出版社等の Web サイトに著作権ポリシー等として記載されていますが，投稿時に出版社等と合意した著作権譲渡契約（Copyright Transfer Agreement）がありましたら，機関リポジトリへの登録申請の際に併せてお送りください。

(2) 共著者の許諾

当該研究成果が複数人による共同著作物で，かつ著作権が出版社・学会等に移転せず著者に残っている場合，機関リポジトリ登録に関する共著者全員の合意が必要です。この確認につきましては，登録申請者の方にお願いしています。なお，共著者の合意について文書を提出する必要はありません[5]。附属図書館は，登録対象となる電子ファイル等をご提出いただいた時点で，共著者の合意をいただいているとみなします。

---

[4] https://repo.lib.tokushima-u.ac.jp/files/static/pdf/unyou.pdf

[5] 学位論文のインターネット公表については，指定の様式により共著者の承諾を得ることになっています。

5　出版社・学会等の許諾条件

出版社・学会等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果については，グリーンオープンアクセスを認めるにあたって，以下のように一定の条件が課せられることがあります。

(1) 版（version）の指定

機関リポジトリへの登録について「著者最終稿（アクセプト直後の原稿＝アクセプト直前に著者が提出した原稿）であれば可」としている出版社ポリシーが多く見られます。該当する場合は電子ファイル等の提出をお願いしますので，ご協力ください。

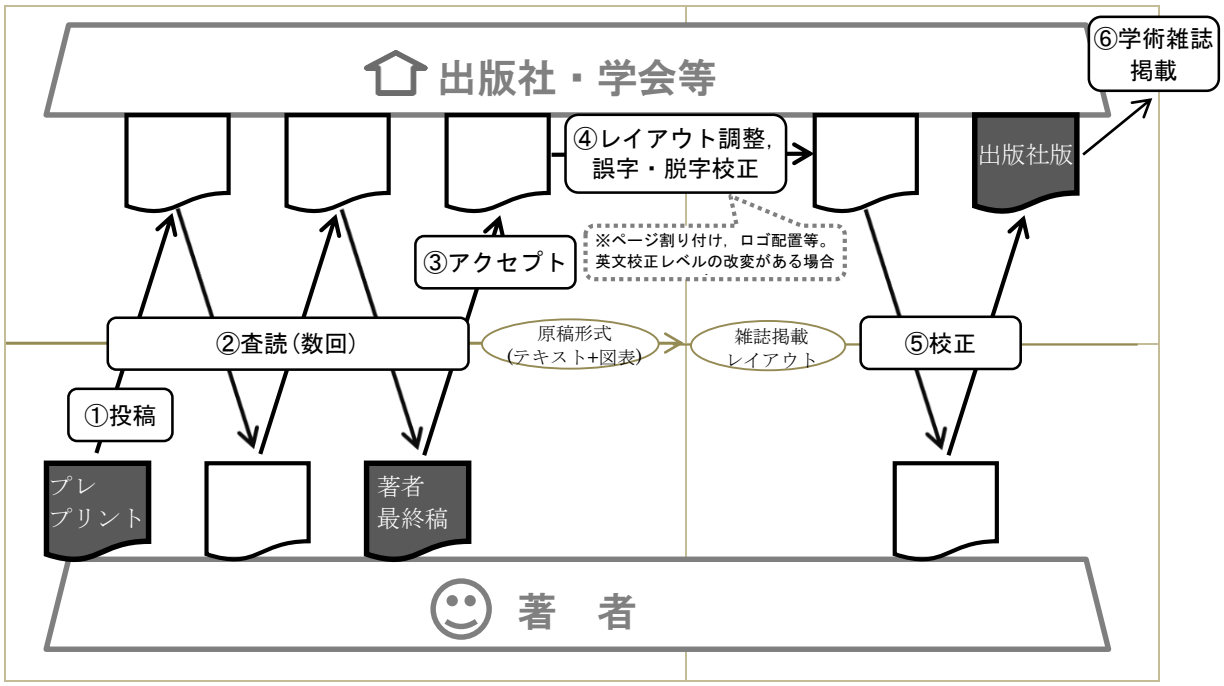

図：投稿から雑誌掲載までの論文の版変遷

(2) 公開猶予期間（embargo）の設定

機関リポジトリへの登録について「出版日から一定期間の経過後に可」とするものです。設定される期間は，雑誌や発行元により異なります。

登録申請後，指定された期間が過ぎるまで附属図書館で対象の研究成果をお預かりします。期日が来ましたら機関リポジトリへの登録・公開を行います。

(3) 文言の記述

出版社・学会等が指定する文言を，アクセスする人が確認できる場所に記述する，という条件です。例えば，以下のような内容があります。

- 雑誌掲載情報
- 出版社版を公開している雑誌 Web サイトの URL
- DOI

記述する場所として，公開する研究成果の電子ファイルの一部（例えば最初のページ）が指定される場合もあります。内容に影響しない範囲で，附属図書館が文言を追加させていただく場合がありますので，ご了承ください。

(1)～(3)以外に特筆すべき許諾条件がある場合は，お知らせください。

なお，機関リポジトリ登録に関する各出版社・学会等のポリシーは，それぞれの Web サイトの他，以下の Web サイトでも確認できます。

・海外の出版社・学会等：SHERPA/RoMEO（http://www.sherpa.ac.uk/romeo/）
・国内の学会等：SCPJ（http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/）

（参考）機関リポジトリ登録に関する出版社の許諾条件（例）

※ゴールドオープンアクセスを選択しなかった場合。また，雑誌により下記とは異なる場合がある。

	プレプリント	著者最終稿	出版社版
Elsevier	公開可	公開可（条件あり） ・掲載後，雑誌ごとの公開猶予期間（1 年または 2 年が多い）を経過すること。 ・クリエイティブコモンズのクレジット（CC BY –NC –ND）を表示すること。	公開不可 (学位論文の一部又は全部である場合は公開可)
Wiley	公開可	公開可（条件あり） ・掲載後，雑誌ごとの公開猶予期間（1～2 年）を経過すること。	公開不可
Springer	公開可	公開可（条件あり） ・掲載後，公開猶予期間（1 年)を経過すること。	公開不可
ACS	公開可 ・ACS の倫理ガイドラインに違反しないこと。	公開可（条件あり） ・所属機関から OA 化を要請されていること(徳大は「方針」により該当)。 ・掲載後，公開猶予期間（1 年）を経過すること。	公開不可
Nature	公開可	公開可（条件あり） ・掲載後，公開猶予期間（半年)を経過すること。	公開不可
AAAS (Science)	編集者へ確認が必要 ・非営利プレプリントサーバーへの投稿は許可。それ以外は要確認。	公開可（条件あり） ・掲載直後から。	公開不可

6　登録申請の方法

機関リポジトリへの登録を申請するには，以下の２つの方法があります。

(1) 徳島大学教育・研究データベース（EDB）登録画面からの申請

論文情報を EDB に登録した後，機関リポジトリへの登録申請画面が表示されます。著者最終稿（3 ページ「5　出版社・学会等の許諾条件　(1) 版（version）の指定」参照）の電子ファイルを添付して申請してください。ご提供いただく電子ファイルの形式は問いませんが，機関リポジトリへの登録にあたっては，原則として PDF 形式に変換させていただきます。

電子ファイルの版が不明等で添付が難しい場合は，添付なしで申請いただきましたら，機関リポジトリ登録希望として取り扱い，図書館から個別にご相談させていただきます。

(2) メールによる申請

メールの本文で機関リポジトリへの登録の意思を示していただく方法です。研究成果の電子ファイルを添えてメールをお送りください。

電子ファイルに以下のような情報が含まれていない場合は，併せてお知らせください。

・雑誌掲載情報（雑誌名・巻号・ページ・掲載年月）
・DOI
・その他特筆すべき事項

電子ファイルをお持ちでない場合は，別途紙媒体を学内便等でお送りください。附属図書

館で電子ファイル化のうえ，機関リポジトリに登録します。

学術論文等がアクセプトされたら，必要に応じて共著者の合意を得たうえで，できるだけ早い段階に申請してください。投稿時に出版社等と合意した著作権譲渡契約（Copyright Transfer Agreement）がありましたら，併せてお送りください。
附属図書館からも，EDB の論文情報に基づき，機関リポジトリ未登録の論文をご案内するメールを定期的にお送りしますので，ぜひ登録申請をお願いいたします。

なお，機関リポジトリに登録申請いただいた論文は必ず公開されるとは限りません。
附属図書館において，ジャーナル発行元の許諾条件等を確認し，公開可能なもののみを機関リポジトリにて公開します（下図参照）。

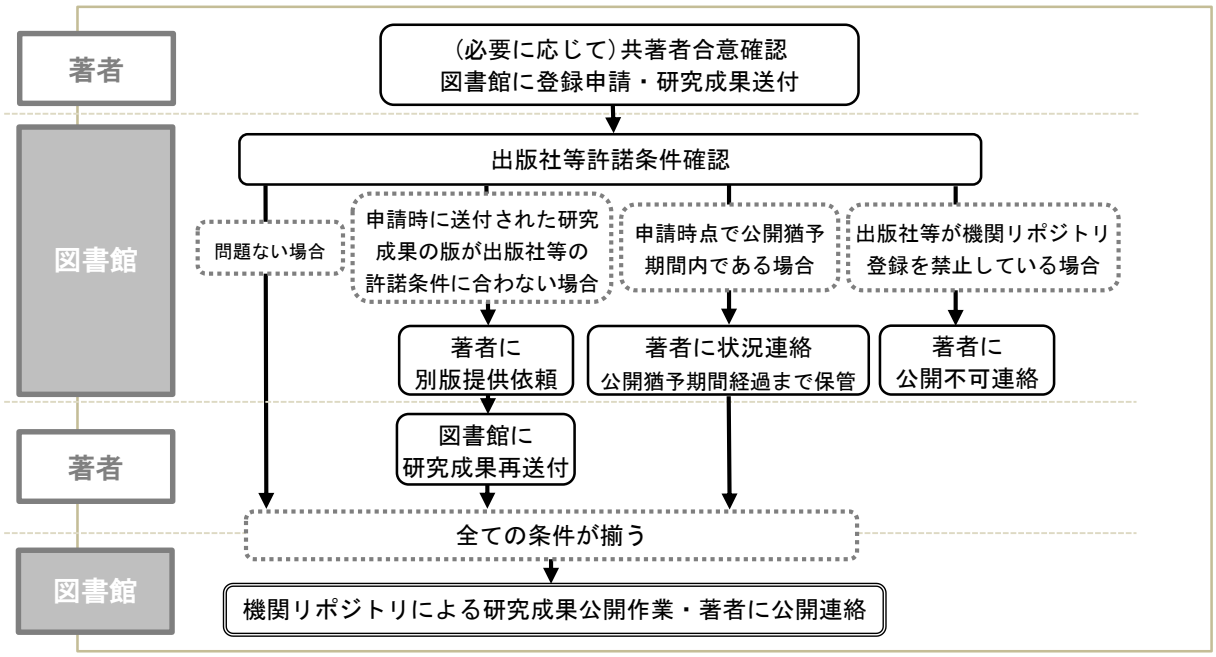

図：機関リポジトリ登録申請から公開まで(概要)

7　登録申請が不要な場合

機関リポジトリ登録は著者による申請から始まるのが原則ですが，以下のような場合は例外的に登録申請いただかなくても附属図書館において随時登録を行います。

(1) 機関リポジトリ登録を認める意思が示されている研究成果

オープンアクセスジャーナルやハイブリッドジャーナルに掲載された研究成果の中には，機関リポジトリ登録を含む再利用を認める意思が明確に確認できるものがあります。（クリエイティブ・コモンズ・ライセンス等）
それらのうち，本学教職員が直接関わるものについては，附属図書館が存在を確認し次第，個別のご連絡なしに機関リポジトリへの登録を行います。
なお，EDB 登録画面からの申請（4 ページ「6　登録申請方法」参照）などで登録申請いただくことも可能です。

(2) 学内部局等が発行する以下の刊行物の新刊掲載論文

発行元と附属図書館との申合せにより，登録申請がない場合でも原則として順次機関

リポジトリに登録していきます。（著者と各編集委員会等との個別交渉に基づき，Web 公開対象外となったものを除く）

タイトル変更等あった場合も，原則として同様に取り扱います。

・言語文化研究　・人間社会文化研究
・社会科学研究　・人間科学研究
・地域科学研究　・自然科学研究
・Journal of Mathematics, Tokushima University
・大学院ソシオテクノサイエンス研究部研究報告
・大学院ソシオテクノサイエンス研究部総合技術センター技術報告
・四国医学雑誌
・The Journal of Medical Investigation
・The Journal of Nursing Investigation
・Journal of Oral Health and Biosciences
・いきいきらいふ　・大学開放実践センター紀要
・国際センター紀要・年報　・大学教育研究ジャーナル
・埋蔵文化財調査室紀要　・埋蔵文化財調査報告書
・技術支援部技術報告

未登録のものがあれば，ご連絡ください。

8　登録申請・問合せ先

登録申請やお問合せは，以下までお願いします。

また，本ガイドラインの他，機関リポジトリ Web サイトで「よくあるご質問[6]」を公開していますので，ご利用ください。

申請・問合せ先：附属図書館 雑誌情報係
Tel　：088-656-7586（内線 82-6122）
e-mail：tszasshik@tokushima-u.ac.jp

[6] https://repo.lib.tokushima-u.ac.jp/ja/page/faq/